

第3節 男女共同参画

1 男女共同参画（ダイバーシティ推進部 ダイバーシティ企画課）

(1) 堺市男女平等社会の形成の推進に関する条例

わが国において、「男女共同参画社会基本法」（平成11年）が制定されたことに伴い、本市では、主要政策として男女平等社会の実現をめざすことを決意し、総合的かつ計画的に男女平等社会の形成の推進を図り、21世紀の「ひとが輝く市民主体の堺」を築くため、平成14年3月に「堺市男女平等社会の形成の推進に関する条例」を制定、平成14年4月1日より一部施行し、同年10月1日に完全施行した。

<基本理念（第3条）>

「男女共同参画社会基本法」に定めている5つの基本理念の他に、「性と生殖に関する健康と権利」「男女の性別にとどまらない、あらゆる人の人権についての配慮」が含まれている。

<すべての人が男女平等社会づくりに責任をもつ（第4条～第7条）>

「市」「市民」「事業者」「教育関係者等」の責務を規定している。

<性別による権利侵害の禁止（第8条）>

「性別を理由とする権利侵害・差別的取扱の禁止」「あらゆる場におけるセクシュアル・ハラスメントの禁止」「個人の尊厳を踏みにじるドメスティック・バイオレンスとこれと関連する児童虐待の禁止」を規定している。

<公衆に表示する情報に関する留意（第9条）>

ポスターや広告などで、固定的な性別役割や、性暴力などを助長、連想させる表現・人権を侵害する性的な表現を行わないよう努める。

<審議会等の委員の構成（第13条）>

審議会等の委員の構成について、男女いずれか一方の委員の数が、委員総数の10分の4未満としないよう努める。

<男女平等に関する苦情・相談処理制度（第16条・第17条）>

市民等は、市が行う男女平等推進施策や男女平等社会の形成に影響を及ぼす施策などに関する『苦情や意見』、性別による差別的取扱いやセクシュアル・ハラスメントなどにより具体的な被害や不利益を受け、相手方に対し改善を求めるものに関する『相談』を市長に申し出ることができる。

(2) 第5期さかい男女共同参画プラン

男女共同参画社会の実現をめざして、本市における施策を総合的かつ効果的に推進するために、行政や市民などの取り組むべき目標や課題を示し、施策の基本的方向と内容を明らかにしたものである。

また、配偶者暴力防止法に基づく基本計画として、「第2次堺市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」（DV防止基本計画）を策定し、DVの防止と被害者の保護・自立支援に関する施策を総合的に推進してきた。

DVが発生する原因にはジェンダーに基づく問題があり、男女共同参画社会の実現にとっても最大の課題となっていることから、一体的に課題把握や事業評価を行い、より効果的で迅速な施策を展開するために、さかい男女共同参画プランとDV防止基本計画を統合し、「第5期さかい男女共同参画プラン」を策定した。策定にあたっては、令和2年実施の市民意識・実態調査の結果や「第5期さかい男女共同参画プラン策定に関する基本的な考え方について（答申）」を基にした。

基本方針

- 1 女性の参画拡大と活躍の推進
- 2 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革
- 3 すべての人にとっての安心な暮らしの実現
- 4 暴力の根絶と被害者支援

計画期間 令和4年度（2022年度）～令和8年度（2026年度）

(3) 啓発事業の推進

① 男女共同参画推進講師派遣事業

地域における男女共同参画を今後一層推進するため、市民団体（男女共同参画交流の広場登録団体）が開催する男女共同参画の学習会などに講師謝礼の一部を市が負担し講師を派遣している。

② さかい男女共同参画週間（1月21日を含む1週間）

平成7年1月21日に『女と男がいきるのやSAKAI宣言』を採択したことを記念し、特に『女性の参加から参画』の重要性を掲げ、平成8年度に「さかい男女共同参画週間」を設置した。男女共同参画社会の実現に向けた事業を様々な観点から継続的、集中的に展開することにより、市民の意識変革を図り、行動に移すことを目的にしている。

週間中には、市民（男女共同参画推進会議）の企画・運営によるワークショップその他男女共同参画に向けた事業を実施している。

③ 女性への暴力防止に向けた取組

夫・恋人等からの暴力（DV）、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー

行為など女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成する上で克服すべき重要な課題と位置づけ、その防止に向けた市民啓発や関係職員研修に取り組んでいる。

④ デートDV等予防出張セミナー

暴力による支配関係のない男女平等社会の実現には、次世代を担う若者が、配偶者等からの暴力（DV）や交際相手からの暴力（デートDV）、性暴力について、正しい知識を身につけ、被害者にも加害者にもならないという当事者意識を高めることが特に重要であるとの認識から、専門知識を持つ団体等から講師を派遣し、DV、デートDV、性暴力の予防啓発セミナーを実施。堺市内の小学校、中学校、高校、大学、専門学校の学生を対象にしている。令和5年度から中学生以上を対象に、チカン被害対策についての講座も実施している。

⑤ 男女共同参画入門講座

社会のすべての分野にあるジェンダー（社会的・文化的につくられた性別）を正しく理解し、性別にとらわれることなく自分らしい生き方を創造するための気づきを与え、また、ジェンダーに敏感な視点を持ち、地域において男女共同参画を推進する人材を養成することを目的に、市民を対象とした全3回の講座を開催している。

(4) 男女共同参画に関する調査

男女共同参画に関する意識の現状と市民ニーズ等を把握するため、必要に応じて、市民に対し調査を実施する。

平成22年度・27年度・令和2年度「堺市男女共同参画に関する市民意識・実態調査」を実施

平成28年度「堺市男女間における暴力に関する市民意識・実態調査」を実施

令和2年度実施の調査より、男女間における暴力に関する項目も含め、調査を実施。

(5) セーフシティさかい

（ダイバーシティ推進部 ダイバーシティ企画課、市民生活部 市民協働課）

「堺セーフシティ・プログラム」の取組と実績をふまえながら、女性や子どもをはじめすべての市民にとって安全・安心な社会の実現に向けて、活動名称を「セーフシティさかい」とし、取組を推進する。

(6) 女性活躍の推進

（ダイバーシティ推進部 ダイバーシティ企画課、人事部、産業戦略部）

堺市の女性職員と市内企業等の女性活躍の推進に向けて、総務局人事部及び産業振興局産業戦略部と連携して取組を進める。

(7) 男女共同参画交流の広場

男女共同参画社会の実現に向けて、グループ等の活動支援やネットワーク形成の推進、男女共同参画に関する情報を収集・提供する場の確保を図るために設置。

所在地 東区北野田1077 アミナス北野田3階
電話番号 236-8266
ホームページ https://www.city.sakai.lg.jp/shisei/jinken/danjokyodosankaku/sodan_koryu/kyodosankakuhiroba.html

延床面積 約94㎡

開設年月日 平成12年10月

休館日 月曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）

祝日が日曜日にあたる場合は、日曜日を開館し、翌月曜日及び翌火曜日を休館日とする。祝日が月曜日にあたる場合は、月曜日及び火曜日を休館日とする。

実施事業 1 情報収集・提供

図書コーナー…男女共同参画に関する図書を分野別に分類し、閲覧や貸出しも利用できる。

ビデオ・DVDコーナー…広場での鑑賞や貸出しを利用できる。

2 交流・活動支援

オープンスペースとして利用可能。

各グループ間の連絡等に利用できる情報交換トレーを設置。

3 女性の悩みの相談（面接相談／予約制）

気持ちや感情の整理をともに考える機会の提供を目的に、カウンセラーによる悩みの相談を実施。（1人45分）

4 男性の悩みの相談（面接相談・電話相談／予約制）

気持ちや感情の整理をともに考える機会の提供を目的に、カウンセラーによる悩みの相談を実施。（1人45分）



男女共同参画交流の広場

(8) 男女共同参画センター（コクリコさかい）

①施設の概要（指定管理者：コクリコさかい運営共同事業体）

所在地 堺区宿院町東4-1-27

電話番号 223-9153

敷地面積 1,326㎡ 建築面積 819㎡

延床面積 2,029㎡

構造 鉄筋コンクリート造3階建

開設年月日 昭和55年9月1日

休館日 月曜日、（祝休日が月曜日にあたる場合は開館）、12月29日から翌年の1月3日までの日



男女共同参画センター

②事業内容

男女共同参画社会実現のため以下の事業に取り組む。

ア 市民啓発講座等企画運營業務（堺 自由の泉大学）

男女共同参画社会を実現することを目的として、それぞれの市民が元気に自己実現を果たし、地域社会に貢献するための生涯学習の場として開催

- ・男女共同参画を推進する啓発講座
- ・男女共同参画を推進するチャレンジ講座
- ・女性教育振興事業
- ・男女共同参画を推進する知識・技能講座

イ 相談事業

電話相談・面接相談・SNS 相談・メール相談で、女性差別問題、生活問題、健康医療等についての相談。内容によっては、弁護士等専門家が相談に対応する。

ウ 貸館事業

第1研修室、第2研修室、料理室、実技室、和室、大ホールを貸館し、広く市民のコミュニケーションの場として、また啓発の場として各種の集会・講演会・学習会等の利用に供する。

エ 一時保育事業

各講座開講中、受講生を対象に行う、一時保育事業。（2歳以上の未就学児）